

## 第22期 第31回青森県東部海区漁業調整委員会議事録

1 日 時 令和6年2月26日（月）午後1時30分

2 場 所 青森市新町1丁目11-22  
アラスカ会館 2階「ガーネット」

### 3 出席者

| 区 分   | 職 名              | 氏 名       |
|-------|------------------|-----------|
| 委 員   | 会 長              | 松 本 光 明   |
|       | 委 員              | 二本柳 勝     |
|       | 〃                | 富 田 由 廣   |
|       | 〃                | 田 高 利 美   |
|       | 〃                | 木 村 慶 造   |
|       | 〃                | 竹 林 雅 史   |
|       | 〃                | 南 谷 雅 人   |
|       | 〃                | 尾 崎 幸 弘   |
|       | 〃                | 宮 野 昭 一   |
|       | 〃                | 中 居 裕     |
|       | 欠席委員             | 東 田 義 廣   |
|       | 〃                | 松 下 誠 四 郎 |
|       | 〃                | 荒 谷 正 壽   |
| 〃     | 坂 岡 正 彦          |           |
| 〃     | 堤 静 子            |           |
| 事 務 局 | 事務局長             | 長 根 幸 人   |
|       | 主任専門員            | 八 島 美 奈 子 |
|       | 非常勤事務員           | 鳴 海 留 美 子 |
| 県 側   | 水産振興課 総括主幹       | 清 藤 真 樹   |
|       | 主 幹              | 相 坂 幸 二   |
|       | 三八地方水産事務所 所 長    | 田 村 直 明   |
|       | 下北地方水産事務所 水産普及課長 | 竹 谷 裕 平   |

#### 4 提出議案

議案第1号：漁業許可の制限措置の内容等について（諮問）

議案第2号：東部海区管内におけるサクラマスそ上親魚保護の指示について

議案第3号：東部海区管内におけるまき餌釣りの指示について

議案第4号：東部海区管内における底魚類のはえなわ漁業の操業の指示について

議案第5号：東部海区管内におけるかご漁業の操業の制限に係る指示について

#### 5 審議結果

第1号議案：原案どおり答申することに決定された。

第2号議案：原案どおり委員会指示を発動することに決定された。

第3号議案：原案どおり委員会指示を発動することに決定された。

第4号議案：原案どおり委員会指示を発動することに決定された。

第5号議案：原案どおり委員会指示を発動することに決定された。

## 6 議事の経過

### 会 長

それでは、定刻となりましたので、ただ今から、第22期第31回青森県東部海区漁業調整委員会を開催いたします。

開会に当たりまして、一言挨拶を申し上げます。

第22期第31回委員会の御案内を差し上げたところ、委員の皆様には、御多忙の中、御出席をいただきまして感謝いたします。

本日の委員会は、先ほど事務局から説明があったとおり、議題として議案5件の審議が予定されていますので、委員各位の御協力と県の適切な御助言をいただきながら、スムーズに進めて参りたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

本日は、委員数15名のところ、過半数を超える10名の委員の御出席をいただいておりますので、漁業法第145条第1項の規定に基づきまして、本委員会は成立しております。

次に、委員会規程第13条第2項の規定により、議事録署名人を選出したいと思いますが、これまでの慣例により、私から指名してよろしいでしょうか。

### 委 員

(「異議なし」の声あり。)

### 会 長

異議なしとの声がございますので、それでは、今回の議事録署名人といたしまして、中居委員と竹林委員の両名を指名いたしますので、よろしくお願いいたします。

それでは、早速議題に入ります。

議案第1号「漁業許可の制限措置の内容等について（諮問）」を議題に付します。事務局から説明をお願いします。

### 長根事務局長

それでは、説明いたします。

議案第1号、資料の1ページ目を御覧ください。

これは、県知事からの諮問文です。件名及び本文のみ読み上げます。

漁業の許可の制限措置の内容等について（諮問）。

このことについて、漁業法第58条において読み替えて準用する同法第42条第3項の規定に基づき、貴委員会へ諮問します。

以上となりますが、これは漁業法に基づく規程により今回諮問があったものであり、詳細につきましては、この後、県側から説明がありますので事務局からは以上です。

御審議のほど、よろしくお願い致します。

## 会 長

県から補足説明があればお願いします。

## 水産振興課 相坂主幹

はい、会長。

## 会 長

はい、相坂主幹。

## 水産振興課 相坂主幹

それでは、資料、2ページ目を御覧ください。

許可又は起業の認可をすべき船舶等の数及び船舶のトン数等について、内容を御説明いたします。

まず、漁業種類ですが、機船手繰網漁業（かけまわし漁業）です。

許可すべき隻数は1隻、トン数は10トン以上15トン未満。漁業を営む者の資格といたしまして、八戸市に住所を有する者、関係漁協は八戸みなと漁協です。

次に4ページ目を御覧いただきます。漁業種類、いさざひき網漁業。

許可すべき隻数は3隻、トン数は5トン未満。漁業を営む者の資格といたしまして、東共第14号共同漁業権の組合員行使権者、関係する漁協は、三沢漁協です。

次に5ページ目、漁業種類、ひらめ固定式刺し網漁業ですが、許可すべき隻数が16隻、トン数は5トン未満です。

漁業を営む者の資格といたしまして、下北郡佐井村に住所を有する者、関係する漁協は、佐井村漁協です。

6ページ目、お願いいたします。小型いか釣り漁業（自家用釣餌用）です。

許可すべき隻数は5隻、トン数は5トン以上30トン未満です。

漁業を営む者の資格といたしまして、東津軽郡、むつ市、または下北郡に住所を有する者として、これは大間漁協が対象となっております。

次のページです。7ページ目。漁業種類、うに潜水器漁業、その下のほや潜水器漁業ですが、漁業者の数がそれぞれ1名。

漁業を営む者の資格といたしまして、東共第47号共同漁業権者といたしまして、関係する漁協が佐井村漁協です。

三つ目のうに・ほや潜水器漁業、その下のあわび潜水器漁業、8ページになります、なまこ潜水器漁業ですが、それぞれ1名。

漁業を営む者の資格といたしまして、東共第37号共同漁業権者といたしまして、風間浦漁業協同組合です。

以上です。

## 会 長

事務局及び県からの説明が終わりましたので、委員各位から何か御質問、御意見がありましたらお願いいたします。

なお、発言は議案以外にわたらないよう、そして発言する際は挙手の上、私の指名を受けた後、マイクを使用して御発言するようお願いします。

御質問、御意見はありませんですか。

## 委 員

(「異議なし」の声あり。)

## 会 長

ないようですので、それでは、議案第1号については諮問のとおり決定したいと思いますが、御異議ございませんか。

## 委 員

(「ありません」の声あり。)

## 会 長

御質問、御意見がないようですので、議案第1号は諮問どおり決定し、県知事に答申することいたします。

なお、答申文の内容については、本職に一任願います。

次に議案第2号「東部海区管内におけるサクラマスそ上親魚保護の指示について」を議題に付します。

事務局から説明をお願いします。

## 長根事務局長

それでは、説明いたします。

議案第2号の資料1を御覧ください。

県農林水産部長からの依頼文です。

件名及び本文の主要部分のみ読み上げます。

サクラマスそ上親魚保護のための東通村老部川河口周辺海域における操業制限に係る委員会指示の発動について(依頼)。

県では、サクラマス資源増大のため、昭和60年度から東通村老部川において、サクラマス降海型幼魚(スモルト)の大量放流試験や回帰状況等の調査を実施しているところですが、当該増殖事業の円滑な推進のためには相当量の種卵を要し、その確保のためには老部川河口周辺海域での操業制限によって、そ上親魚を増大させる必要があります。

については、昨年度同様、別紙の内容による操業制限に係る委員会指示の発動をお願いいたします。

以上となります。

次の2ページ目から3ページ目につきましては、委員会指示の内容、4ページ目以降に老部川内水面漁協からの要請文と白糠及び小田野沢漁協からの同意書が添付されております。

次に資料2を御覧願います。

老部川内水面漁業協同組合長からの依頼文です。

これも、県の要請と同様に河口域での制限が必要である旨の内容となっております。

次に資料3を御覧願います。委員会指示案となります。

前段のみ読み上げます。

青森県東部海区漁業調整委員会指示第4号（案）。

漁業法第120条第1項の規定により、サクラマスそ上親魚の保護を図るため、次のとおり指示する。

令和6年3月〇日、青森県東部海区漁業調整委員会 会長 松本光明。

以下の内容は、年次を1年更新した以外は昨年と同じ内容となっております。

なお、委員会指示発動時に若干の字句修正がある場合は、事務局一任ということで承認願います。

事務局からの説明は以上です。

**会 長**

県から補足等があればお願いいたします。

**水産振興課 清藤総括主幹**

はい、会長。

**会 長**

はい、清藤総括主幹。

**水産振興課 清藤総括主幹**

補足説明をさせていただきます。

本件につきましては、2月8日に開催した、青森県海面利用協議会におきまして、漁業関係者、遊漁関係者等の委員の方々にも御意見、御審議いただき、内容について了承を得ているものです。

なお、内容につきましては、事務局からも説明がございましたが、制限期間が変更となったのみであり、他は今年度と同様の内容となっております。

補足説明は以上です。

御審議のほど、よろしく申し上げます。

## 会 長

事務局及び県からの説明が終わりましたので、委員各位からの御質問、御意見を申し上げます。

ありませんか。

## 委 員

(「ありません」の声あり。)

## 会 長

御質問、御意見もないようですので、議案第2号については、原案どおり委員会指示を発動することに決定します。

なお、委員会指示発動にあたって、若干の字句修正がある場合は、事務局一任といたします。

次に議案第3号「東部海区管内におけるまき餌釣りの指示について」を議題に付します。

事務局から説明をお願いします。

## 長根事務局長

それでは、説明いたします。

議案第3号の資料1を御覧ください。

県農林水産部長からの依頼文です。

件名及び本文のみ読み上げます。

遊漁によるまき餌釣り禁止に係る委員会指示の発動について（依頼）。

本県の海面における遊漁者等のまき餌釣りは、平成20年3月の青森県海面漁業調整規則の改正で禁止が解除されたことから、平成20年度以降は、漁協からの要望と青森県海面利用協議会の意見を踏まえ、海区漁業調整委員会指示により、漁業に影響のある区域でのまき餌釣り禁止措置を行ってきたところです。

令和6年度におきましても、貴海区管内6漁協から委員会指示要望があり、引き続きまき餌釣りによる漁業への影響を防止する必要があることから、別紙内容により、まき餌釣り禁止に係る委員会指示の発動をお願いいたします。

2ページ目は、令和5年と令和6年度の委員会指示内容の新旧対照表です。

3ページ目は、個別具体的な指示の内容です。

今回も漁協の確認を得た上で、昨年同様、禁止区域とすることとしております。

4ページ目は、委員会指示の要望区域の全県の位置図です。

5ページ目以降は、個別の制限区域の位置図となります。

次に資料2を御覧願います。

委員会指示の案となっております。前段のみ読み上げます。

青森県東部海区漁業調整委員会指示第5号（案）。

青森県東部海区管内におけるまき餌釣りについて、漁業法第120条第1項の規定により次のとおり指示する。

令和6年3月〇日、青森県東部海区漁業調整委員会 会長 松本光明。

内容は、県から依頼のあった内容を指示案としたもので、禁止区域につきましては、昨年と同じ内容となります。

2ページ目の委員会指示の有効期限は、年次を1年更新しておりますが、それ以外は昨年と同じ内容となっております。

なお、委員会指示発動時に若干の字句修正がある場合は、事務局一任ということで承認をお願いいたします。

事務局からの説明は以上です。

**会 長**

県から補足等があればお願いします。

**水産振興課 清藤総括主幹**

はい、会長。

**会 長**

はい、清藤総括主幹。

**水産振興課 清藤総括主幹**

補足説明させていただきます。

本件につきましても、2月8日に開催した、青森県海面利用協議会におきまして、漁業関係者、遊漁関係者等の委員の方々に御意見、御審議いただき、内容について了承を得ているものです。

なお、内容につきましては、指示の期間が変わったのみであり、他は今年度と同様の内容となっております。

補足説明は以上です。

御審議のほど、よろしく申し上げます。

**会 長**

事務局及び県からの説明が終わりましたので、委員各位からの御質問、御意見をお願いします。

御質問、御意見、ありませんか。



ないですか。

御質問、御意見がないようですので、議案第3号については、原案どおり委員会指示を発動することにしたいと思いますが、御異議ございませんか。

## 委員

(「異議なし」の声あり。)

## 会長

それでは、議案第3号については、原案どおり委員会指示を発動することに決定します。

なお、委員会指示発動にあたって、若干の字句修正がある場合は、事務局一任といたします。

次に議案第4号「東部海区管内における底魚類のはえなわ漁業の操業の指示について」を議題に付します。

事務局から説明をお願いします。

## 長根事務局長

それでは、説明いたします。

これは、平成4年から県の依頼により委員会指示を発動してきているものです。資料1を御覧願います。

県農林水産部長からの依頼文になります。件名及び本文のみ読み上げます。

青森県東部海区管内における底魚類のはえなわ漁業の操業に係る委員会指示の発動について(依頼)。

このことについて、本県東部海区管内における漁業操業の秩序維持及び紛争の未然防止を図るため、別紙のとおり漁業法第120条第1項の規定に基づく委員会指示を発動して下さるようお願いします。

2ページ目以降は、具体的な内容となりますが、年次を1年更新した他は昨年度と同じ内容となっております。

資料の11ページ目、最後のページになります。

承認海域、試験操業の海域、禁止区域が図に示されております。

次に資料の2を御覧願います。

委員会指示案です。前段のみ読み上げます。

青森県東部海区漁業調整委員会指示第6号(案)。

青森県東部海区管内における底魚類の採捕を目的とするはえなわ漁業(底はえなわ漁業)の操業について、漁業法第120条第1項の規定により次のとおり指示する。

令和6年3月〇日、青森県東部海区漁業調整委員会 会長 松本光明。

以下、年次にかかる部分を1年更新した以外は、昨年度と同じ内容になっておりま

す。

次に資料の3を御覧願います。

これは、当該漁業の事務取扱要領案になりますが、内容につきましては、県からの依頼の内容となっており、また、昨年度と年次を1年更新した以外は同じとなっております。

資料の説明は以上となりますが、県報登載時に若干の字句修正がある場合は、事務局一任ということで承認をお願いいたします。

事務局からの説明は以上です。

## 会 長

事務局及び県からの説明が終わりましたので、委員各位からの御質問、御意見を申し上げます。

ありませんか。

御質問、御意見がないようですので、議案第4号については、原案どおり委員会指示を発動することにしたいと思っておりますが、御異議ございませんか。

## 委 員

(「異議なし」の声あり。)

## 会 長

それでは、議案第4号については、原案どおり委員会指示を発動することに決定します。なお、委員会指示発動にあたって、若干の字句修正がある場合は、事務局一任といたします。

次に議案第5号「青森県東部海区管内におけるかご漁業の操業の制限に係る指示について」を議題に付します。

事務局から説明をお願いします。

## 長根事務局長

それでは、説明いたします。

東部海区管内におけるかご漁業につきましては、関係漁業者間の協定の締結と県からの委員会指示発動依頼を受け、平成30年から3年ごとの届出制とする委員会指示により行われております。

議案第5号資料1を御覧ください。

県農林水産部長からの依頼文です。

件名及び本文のみ読み上げます。

青森県東部海区管内におけるかご漁業の操業の制限に係る委員会指示の発動について(依頼)。

多種多様な漁業が輻輳して操業する貴海区管内において、かご漁業と他種漁業との操業トラブル及び漁具被害を防止し、以って当該海域における漁業秩序の維持を図るため、かご漁業の操業の制限について、別添の内容により、漁業法第120条第1項の規定に基づく委員会指示を発動してくださるよう依頼します。

以上となりますが、2ページ目以降は、委員会指示及び当該漁業に係る事務取扱要領案の依頼内容となっております。

内容につきましては、年次を改めた以外は、同じとなっております。

これを受けまして、次に資料の2を御覧願います。

委員会指示案となります。

前段のみ読み上げます。

青森県東部海区漁業調整委員会指示第7号（案）。

青森県東部海区管内における動力漁船を使用して行うかご漁業の操業について、漁業法第120条第1項の規定により次のとおり指示する。

令和6年3月〇日、青森県東部海区漁業調整委員会 会長 松本光明。

以下は、年次に係る部分を更新した以外は、前回と同じ内容となっており、指示の有効期間、3ページ目になります。令和6年4月1日から令和9年3月31日までとしております。

次に資料の3を御覧願います。

これは、当該漁業の事務取扱要領案となっておりますが、内容につきましては、県からの依頼内容と同じとなっており、また、前回の要領案と年次を改めた以外は同じ内容となっております。

県報登載時に若干の字句修正があった場合は、事務局一任ということで御承認をお願いいたします。

事務局からの説明は以上です。

会 長

県から補足等があればお願いします。

水産振興課 相坂主幹

はい、会長。

会 長

はい、相坂主幹。

水産振興課 相坂主幹

県からの補足はございません。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

## 会 長

事務局及び県からの説明が終わりましたので、委員各位からの御質問、御意見をお願いします。

ありませんですか。

御質問、御意見がないようでありますので、議案第5号については、原案どおり委員会指示を発動することにしたいと思いますが、御異議ございませんか。

## 委 員

(「異議なし」の声あり。)

## 会 長

それでは、議案第5号については、原案どおり委員会指示を発動することに決定します。

なお、公示に当たって若干の字句修正がある場合は、事務局一任といたします。

それでは、議案全て終了しましたので、以上、これをもちまして、第22期第31回青森県東部海区漁業調整委員会を閉会します。

終了 午後1時55分